

農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する計画

寒 河 江 市

1 促進計画の区域

別紙地図に記載のとおりとする。

2 促進計画の目標

1. 寒河江市西部地域（旧白岩町・高松村・醍醐村）

（1）現況

本地域は、高齢者が地区を占める割合も多く、葉山山麓を含む傾斜地域であり、農地・農業用施設の管理が非常に大変であることに加え降雪量等も多く、市街地地域と比べて生産条件の格差が大きい。そのため、これを補正する取組を行うことが必要である。一方、自然環境が豊かな地域でもあり、その地域資源を維持していくことが必要である。

（2）目標

（1）を踏まえ、本地域では、法第3条第3項第2号に掲げる事業を推進するとともに、併せて同項第1号及び同項第3号に掲げる事業も併せて行うよう働きかけることにより、農地・農業用施設の保全を図り、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

2. 寒河江市中央西根地域（旧寒河江町一部・西根村・三泉村）

（1）現況

本地域は、市街地における宅地開発が進んでいる地区も多く、古くから存在する農業用施設の管理者等が不詳又は不在と見受けられる箇所もあり、保全がされないまま放置される懸念がある。そのため、これを補正する取組を行うことが必要である。また、平場地域のために営農活動に取り組みやすい面もあるため、特色ある農業生産活動に取り組んでいく必要がある。

（2）目標

（1）を踏まえ、本地域では、法第3条第3項第1号及び同項第3号に掲げる事業を推進することにより、農地・農業用施設の保全を図り、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

3. 寒河江市柴橋地域（旧柴橋村）

（1）現況

本地域は、寒河江市の南西部に位置し、管理の難しい大江町の飛び地の存在、大江町・中山町との境界にあるムジナモリ山方面の急傾斜地農地、昔からの水利に乏しい地区の存在など、多様な課題が生じている。そのため、これを補正する取組を行うことが必要である。

(2) 目標

(1) を踏まえ、本地域では、法第3条第3項第1号に掲げる事業を推進するとともに、併せて同項第2号及び同項第3号に掲げる事業を行うことにより、農地・農業用施設の保全を図り、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

4. 寒河江市南部地域（旧寒河江町一部）

(1) 現況

本地域は寒河江の南部方面に位置し、山形自動車道、寒河江バイパスが縦横断し地域の周囲を最上川に囲まれ、広大な農地が広がる地区であるが、近年遊休農地の発生が少なからず見られるようになってきていることや、行政界を跨ぐ農業用施設の管理の問題等、これらを補正する取組を行うことが必要である。

(2) 目標

(1) を踏まえ、本地域では、法第3条第3項第1号及び同項第3号に掲げる事業を推進することにより、農地・農業用施設の保全を図り、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

3 法第6条第2項第1号の区域内においてその実施を推進する多面的機能発揮促進事業に関する事項

	実施を推進する区域	実施を推進する事業
1	寒河江市西部地域	法第3条第3項第1号に掲げる事業及び同項第2号に掲げる事業、同項第3号に掲げる事業
2	寒河江市中央西根地域	法第3条第3項第1号に掲げる事業及び同項第3号に掲げる事業
3	寒河江市柴橋地域	法第3条第3項第1号に掲げる事業及び同項第2号に掲げる事業、同項第3号に掲げる事業
4	寒河江市南部地域	法第3条第3項第1号に掲げる事業及び同項第3号に掲げる事業

4 法第6条第2項第1号の区域内において特に重点的に多面的機能発揮促進事業の実施を推進する区域を定める場合にあっては、その区域設定しない。

5 その他促進計画の実施に関し市町村が必要と認める事項

法第3条第3項第2号に掲げる事業

(1) 対象農用地の基準

1) 対象地域及び対象農用地の指定

交付金の対象地域及び対象農用地については、次のアの指定地域のうちイの要件を満たす農振農用地区域内の農用地であって、1ha以上の一団の農用地とする。ただ

し、連担部分が1ha未満の団地であっても、集落協定に基づく農用地の保全に向けた共同取組活動が行われる複数の団地の合計面積が1ha以上であるときは、対象とする。また、連担している農用地でも傾斜等が異なる農用地で構成される場合には、一部農用地を指定することができる。

更に、一団の農用地において、田と田以外が混在しすべてが田の傾斜基準を満たしている場合においては、当該一団の農用地について、協定の対象となる農用地とすることができる。ただし、交付金の対象となる農用地は、田のみとする。なお、畦畔及び法面も農用地面積に加える。

ア 対象地域

特定農山村法の指定地域（白岩・高松・醍醐地域）

イ 対象農用地

(7) 急傾斜農用地については、田1/20以上、畑、草地及び採草放牧地15度以上勾配は、団地の主傾斜により判定を行い、団地の一部が当該主傾斜を下回っても、当該主傾斜が傾斜基準を満たす場合には交付金の対象とする。

(イ) 自然条件により小区画・不整形な田で、次の要件をすべて満たすもの

a 団地内のすべての田が不整形であり、ほ場整備が不可能であること。

b 30a未満の区画の合計が、団地内の田の合計面積に対して、80%以上であること。

c 団地内の田の区画の平均面積が20a以下であること。

(ウ) 市町村長の判断によるもの

a 緩傾斜農用地

（勾配が田で1/100以上1/20未満、畑、草地及び採草放牧地で8度以上15度未満である農用地）

b 急傾斜農用地である田に混在している場合の緩傾斜の畑等

(2) 集落協定の共通事項

1) 集落の農用地面積が1ha未満である場合において、農用地面積が0.8ha以上であり、かつ、農用地の保全等の観点から集落連携・機能維持加算のうち集落協定の広域化支援の対象とすることが適当であると市町村長が個別に認めた場合には、1ha以上の一団の農用地の要件を満たしたものとみなす。

2) 協定参加者数がおおむね50戸に満たない場合において、協定参加者数が30戸以上となり、かつ、地理的又は地形的な条件等を踏まえ集落連携・機能維持加算のうち集落協定の広域化支援の対象とすることが適当であると市町村長が個別に認めた場合には、おおむね50戸以上の協定参加者数の要件を満たしたものとみなす。

(3) 対象者

認定農業者に準ずる者とは、地域の実情に合わせて市長が認定する者とする。

(4) その他必要な事項

農業生産条件の強化に必要な自己施工による改良措置に係る工種及び作業内容は次のとおりとする。

1) 区画整理（畦畔の造成、ほ場進入路の造成、心土破碎、客土、土壌改良剤の投入）及び暗渠排水（弾丸暗渠排水等の簡易な暗渠排水の敷設）を作業内容とす

るほ場整備

- 2) 現場施工による用排水路の敷設、水路（コンクリート2次製品）の設置、取水・分水施設の設置、ポンプ場の新設・更新、ため池の新設・改修を作業内容とする水路工
- 3) 農道の新設・拡幅、農道の敷砂利舗装、コンクリート舗装を作業内容とする道路工
- 4) 上記の他、地域の実情を踏まえて市長が認めたもの